

運営要領の改正

気象庁

平成25年7月3日
気象庁観測部

竜巻等突風の強さの評定に関する検討会 運営要領

関連する研究分野と連携して、気象庁の竜巻等突風の強さの評定に関する業務を改善するため、下記のとおり竜巻等突風の強さの評定に関する検討会（以下、検討会という）の運営要領を定める。

記

（任務）

- 1 検討会の任務は次のとおりとする。
 - （1）気象庁が行う竜巻等突風の強さの評定への助言
 - （2）竜巻等突風の強さの評定を行うためのガイドラインの科学的な妥当性等に関する助言及び評価

（委員）

- 2 検討会は、竜巻等突風の強さの評定に関連する学識経験のあるもの10名程度で構成する。
- 3 委員は[気象庁観測部長](#)が委嘱する。

（委員の任期）

- 4 委員の任期は、原則として1年とする。ただし、再任は妨げない。

（会長及び会長代理）

- 5 検討会に会長を置き、委員の互選によってこれを決める。
- 6 検討会に会長代理を置き、会長が委員から指名する。
- 7 会長に事故があるときは、会長代理がその職務を代理する。

（検討会の開催）

- 8 検討会は、会長が必要と認めたとときに開催する。
- 9 検討会の運営上必要があると認めるときは、会長は委員以外のものを出席・発言させることができる。

（事務）

- 10 検討会の事務は、気象庁[観測部計画課情報管理室](#)において処理する。

（その他）

- 11 この要領に定めるもののほか、検討会の運営に必要な事項は、会長が検討会に諮って定める。

竜巻等突風の強さの評定に関する検討会運営要領（平成25年7月3日）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>（委員）</p> <p>2 検討会は、竜巻等突風の強さの評定に関連する学識経験のあるもの10名程度で構成する。</p> <p>3 委員は気象庁大気海洋部長が委嘱する。</p>	<p>（委員）</p> <p>2 検討会は、竜巻等突風の強さの評定に関連する学識経験のあるもの10名程度で構成する。</p> <p>3 委員は気象庁観測部長が委嘱する。</p>
<p>（事務）</p> <p>10 検討会の事務は、気象庁大気海洋部気象リスク対策課において処理する。</p>	<p>（事務）</p> <p>10 検討会の事務は、気象庁観測部計画課情報管理室において処理する。</p>